

## あいば野演習場における全火器の射撃の再開について（依頼）

令和7年2月3日（月）、あいば野演習場において発生した155mmりゅう弾砲FH70弾着不明事故の発生は、過去10年間で5回目となるものであり、中部方面隊として、あつてはならない極めて重大な事故として深刻に受け止め、地域住民の皆様方に、多大な御不安、御迷惑をお掛けしましたことを、改めて心より深くお詫び申し上げます。

中部方面隊といたしましては、あいば野演習場における全ての射撃訓練を中止するとともに、事故発生の直後から事故調査委員会を立ち上げ、徹底した原因の調査分析と同時に、具体的な再発防止策の構築に取り組み、その調査結果は令和7年7月26日（土）に御報告申し上げたところであります。

今後におきましては、事故調査委員会の報告内容を踏まえ、あいば野演習場における抜本的対策として全火器の安全確認及び隊員の意識改革を図るとともに、全陸上自衛隊に徹底する再発防止策として、基本・基礎、指導・監督及び練度管理の徹底の再発防止策を行っています。また、引き続き平成27年8月27日に締結いたしました「陸上自衛隊饗庭野演習場の使用等に関する覚書」の遵守も再徹底する所存であります。

つきましては、同種事案を絶対に発生させないよう、ここあいば野演習場において訓練する隊員一人一人が、「演習場で射撃をしているその先に地域住民の生活があることを認識し、地域の住民に不安を与えたり、危害を及ぼすような射撃を、絶対にしてはならない」旨を銘肝するよう、演習場管理規則等に明記した上で、教育により意識改革を図り、訓練を積み重ねていく所存でありますので、全火器の射撃の再開につきまして、御理解・御協力いただきますようお願い申し上げます。